

# 令和4年度埼玉県防犯のまちづくり推進会議 重点取組事項について

## 1 特殊詐欺被害防止対策の推進

令和3年の特殊詐欺認知件数は、1,082件（確定値）と前年に比べて56件増加し、被害額についても23億7,350万円（確定値）で前年と比べて4,063万円増加しており、一日平均で約650万円の被害が発生しました。

手口別では依然として親族を騙るオレオレ詐欺が多く発生をしましたが、医療費や税金などの返還名目でATMに誘導して言葉巧みに振り込ませる、還付金詐欺が急増しました。

特殊詐欺の手口は年々巧妙化しており、被害に遭われた9割の方が犯人からの電話に出たことがきっかけで被害に遭っています。

そこで、県警察などによる情報提供と関係機関による広報啓発により、一人でも多くの方に最新の手口を知っていただき、「現金やキャッシュカードを見知らぬ人に手渡さない」「ATMで携帯電話を使わない」などの行動をとっていただくことが重要となります。

そこで、県民、地域団体、事業者、学校、県、警察、市町村が連携し、各対策を実施していきます。

区分	取組内容
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 防犯機能付き電話機などの対策機器を設置する。</li> <li>◎ 留守番電話機能やナンバーディスプレイサービスの活用により、犯人からの電話に出ない対策を徹底する。</li> <li>◎ 見知らぬ人に現金やキャッシュカードを渡さないなど適切な行動を取るよう徹底する。</li> <li>◎ ATMで携帯電話の利用はしない。</li> <li>◎ 特殊詐欺の被害に遭っている可能性のある者を発見したり、詐欺の疑いがある電話やメール、ハガキ等を受けた場合は警察へ通報する。</li> <li>◎ 家族や地域住民との間で、互いに被害の防止に関する注意を喚起する。</li> </ul>
地域団体 事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 特殊詐欺に対する関心と被害防止に向けた理解を深め、県及び市町村が実施する施策に協力する。</li> <li>◎ 特殊詐欺被害に遭わないよう、構成員・従業員及びその家族の防犯意識を高める。</li> <li>◎ 特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがある者や不審者を発見した場合に警察へ通報する。</li> </ul>
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 特殊詐欺被害の周知を図り、子供、教職員及び保護者などの防犯意識を高める。</li> <li>◎ 生徒・児童が特殊詐欺に加担しないよう、事例を用いて指導をする。</li> </ul>
県 警察 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 防犯機能付き電話機など対策機器の普及促進を図る。</li> <li>◎ 特殊詐欺被害や予兆電話の情報を速やかに提供する。</li> <li>◎ 被害防止対策を推進するための広報啓発や教育活動、SNSを活用した幅広い世代への発信など必要な措置を講ずる。</li> <li>◎ 県民・地域団体・事業者による特殊詐欺被害防止に関する自主的な活動及び県民等が適切な行動をとることを支援するための必要な措置を講ずる。</li> </ul>

## 2 子供を犯罪から守る取組の推進

令和3年中の子供に対し「声をかける」「後をつける」などの声かけ事案は3,028件と276件増加しました。

次世代を担う子供たちを大切に育てていくためには、保護者や学校だけでなく、行政、警察及び地域が連携を深め、犯罪の被害に遭わないよう見守っていく体制が必要です。

そこで、関係機関が連携し、様々な面からの防犯環境の整備を図るとともに、子供の危機回避能力を高めるための防犯教育等を実施していきます。

区 分	取 組 内 容
県 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 学校、PTA、保護者、地域住民の連携によるパトロール活動や子供の見守り活動を行い、子供を狙った犯罪を未然に防止する。</li> <li>◎ 子供の登下校時間帯には、犬の散歩、花の水やり、買い物などで戸外に出て、日常の生活の中で見守り活動を行うように努める。</li> <li>◎ 子供に日頃から防犯ブザーを携帯させ、「いざ」という時にとっさに対応できるよう、犯罪被害に遭わない防犯教育を実施する。</li> </ul>
地域団体 事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 事業活動を通して、子供が犯罪被害に遭わないよう注意喚起を行い、犯罪や不審者を認めたときは警察に通報する。</li> <li>◎ 日常の団体・事業活動を通じた地域の見守り活動、子供・女性への注意喚起、犯罪や不審者を発見したときの警察への通報、子供などが避難することができるセーフティステーション（こども110番の家）の設置などに努める。</li> </ul>
学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 児童の登下校の見守り活動を充実する。</li> <li>◎ 防犯教室や地域安全マップの作成・見直しなどを通して、子供、教職員及び保護者などの防犯意識を高める。</li> <li>◎ 不審者の対応訓練・講習や敷地内の安全点検を行う。</li> </ul>
県 警 察 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 不審者情報を含む犯罪情報などを、可能な限り早期に提供する。</li> <li>◎ 被害に遭わないための講習・指導を行うとともに、通学路や公園など子供が活動する公共空間に防犯カメラの設置などの防犯機器を整備する。</li> <li>◎ 自主防犯活動団体（わがまち防犯隊）や子供の見守り活動などを実施する事業者・団体を支援する。</li> </ul>

### 3 地域の犯罪情勢に応じた防犯活動の推進

令和3年の刑法犯認知件数は40,166件と前年に比べて4,319件減少し、ピーク時であった平成16年から17年連続で減少しています。

県内では、全国1位を誇る約6,000団体の自主防犯活動団体や防犯のまちづくりに関する協定を締結していただいた145事業者・団体などによる防犯活動によって、県民総ぐるみによる防犯のまちづくりを推進しています。

しかし、刑法犯認知件数は減少傾向であるものの、全国的には高い水準であるとともに、地域の事情によって増加する犯罪があるなど、様々に変化しています。

そこで、犯罪を許さない安全で安心な社会の実現のために、県民、地域団体、事業者、学校、県、警察、市町村が一体となり、犯罪が起きにくい環境づくりが必要となります。

毎月20日の「地域防犯パトロール強化の日」（別紙参照）をはじめ、自主防犯活動団体の活動の充実強化や事業者による見守り活動、新たな自主防犯の担い手の発掘など、防犯の取組を強化することで防犯意識を一層高め、地域の犯罪情勢に応じた、地域防犯活動の更なる充実を図ります。

区 分	取 組 内 容
県 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ メディアや県、警察などが発信する犯罪情報を受け、多発している犯罪を知ることで、防犯の意識を向上させる。</li> <li>◎ 散歩や買い物などの日常生活において、地域に犯罪者を入り込ませないという意識を持つことで、防犯活動の視点を取り入れる。</li> </ul>
地域団体 事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 新型コロナウイルス感染対策を行った上で、無理のない範囲で業種に合わせた防犯活動を実施する。</li> <li>◎ 事務所・事業所では、窓への防犯フィルムの貼り付けや防犯カメラの設置、車両にはドライブレコーダーを取り付けるなど防犯対策を実施するとともに、構成員や従業員とその家族が被害に遭わないための防犯教育を実施する。</li> </ul>
学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 職員・児童生徒とともに、学校敷地内であっても車両（自動車・自転車）の施錠を徹底する。</li> <li>◎ 県等の開催する防犯講座を活用し、防犯の意識を高める。</li> </ul>
県 警 察 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 防犯情報をSNSや広報紙など多様な広報媒体を活用し、広く、早く、分かりやすく発信をする。</li> <li>◎ 防犯活動の取組状況を紹介することで、情報共有を図る。</li> <li>◎ 地域の犯罪情勢に応じて被害防止活動を行い、関係機関が連携し重点的な取組を実施する。</li> <li>◎ わがまち防犯隊レベルアップセミナーを開催し、自主防犯活動団体の活動を支援する。</li> <li>◎ 青色防犯パトロールや防犯活動の新たな担い手の拡大を図るなどし、「地域の見守りの目」をさらに拡充させる。</li> </ul>

## 「地域防犯パトロール強化の日」とは

犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを一層推進するためには、地域防犯活動を充実強化することが重要であることから、「地域防犯パトロール強化の日」を設けることとした。

「地域防犯パトロール強化の日」は毎月 20 日とし、この日を中心に各地域において、青色回転灯を装着した車両による防犯パトロール活動をはじめ、住民共助による自主防犯活動や事業者等による見守り活動の積極的な展開を図る。

なお、毎月 20 日は、埼玉県警察本部が定める「地域安全の日」\*であり、この日を「地域防犯パトロール強化の日」とすることにより、警察との連携強化を図ることとした。

\*参考

「地域安全の日」

埼玉県警察本部が「「地域安全の日」実施要領の制定について（例規通達）」により定めたものであり（平成 10 年 1 月 1 日施行）、各警察署において、地域住民との協働による街頭活動、ボランティアに対する支援活動等を重点的に推進することとされている。